

主任児童委員候補者の適否審査に係る選任基準

- 1 民生委員児童委員候補者の適否審査に係る選任基準の資格要件及び適格要件並びに2に掲げる適格要件を備えている者
- 2 主任児童委員に係る適格要件
 - (1) 児童福祉に関する理解と熱意を有し、また、次に例示する者など専門的な知識・経験を有し、地域における児童健全育成活動の中心となり、積極的な活動が期待できる者としてすること
 - ① 児童福祉施設等の施設長若しくは児童指導員若しくは保育士等として勤務した者又は、里親として児童養育の経験がある者
 - ② 学校等の教員の経験を有する者
 - ③ 保健師、助産師、看護師、保育士等の資格を有する者
 - ④ 子供会活動、少年スポーツ活動、少年補導活動、PTA活動等の活動実績を有する者
 - (2) 各民生委員協議会の定数の半数（定数3の場合1人でも可）は、女性とすること
- 3 適任者基準（船橋市の基準）
 - (1) 年 齢（令和4年12月1日時点）
 - 18歳以上の者（平成16年12月1日以前に生まれた人）
 - 新 任 55歳未満の者（昭和42年12月2日以降に生まれた人）
 - 再 任 58歳未満の者（昭和39年12月2日以降に生まれた人）※令和4年12月1日前から引き続き民生委員児童委員であり、かつ、本人に再任の意思がある者、あるいは、過去に民生委員児童委員としての経歴がある者に限り、58歳以上65歳未満の者（昭和32年12月2日から昭和39年12月1日までの間に生まれた人）の選出をすることができる。
 - (2) 新任者で会社員等の被雇用者は、推薦に関する雇用者の同意が得られている者（有職者活動承諾書を添付すること）
 - (3) 時間的余裕が有る者
 - (4) 再任者で地区民生児童委員協議会への出席率が60%以上であった者